

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	第4回清須市自転車等駐車対策協議会
開 催 日 時	平成26年2月19日（水曜日）午前10時から
開 催 場 所	清須市新川ふれあいセンター 2階大会議室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 前回のまとめ</li> <li>2. 自転車等駐車対策基本方針（案）について</li> <li>3. パブリックコメントについて</li> <li>4. 答申について</li> <li>5. その他</li> </ol>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・構成員名簿</li> <li>・第3回 清須市自転車等駐車対策協議会まとめ</li> <li>・清須市自転車等駐車対策基本方針（案）概要のまとめ</li> <li>・参考資料 他自治体の有料化に関する調査</li> <li>・パブリックコメント広報2月号</li> <li>・清須市自転車等駐車対策基本方針（案）</li> </ul>
公 開 ・ 非 公 開 の 別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍 聴 人 の 数	0人
出 席 委 員	中村英樹会長 鈴木弘司副会長、石川雄二委員、三輪和男委員、川口礼正委員、辻 武寿委員、服部総明委員、藤嶋克浩委員、堀田知平委員、大竹孝三委員
欠 席 委 員	山下 善則委員、林 由紀夫委員
出 席 者 （ 市 ）	柴田企画部長、川松建設部長
事 務 局	<p>&lt;総務部防災行政課&gt;            鷺見総務部長、大橋総務部次長兼防災行政課長、三輪課長補佐、後藤副主幹兼防災防犯係長、嶋中主任、竹内主事、黒髪主事</p>
<p>●事務局</p> <p>定刻になりましたので、只今から第4回清須市自転車等駐車対策協議会を開催いたします。</p> <p>本日は委員の皆様方にはご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開催に先立ちまして、本日、尾張建設事務所維持管理課長の林様よりご欠席の報告を受けていますが、「清須市自転車等の放置の防止に関する条例」第16条第3項の</p>	

規定に基づきまして、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、清須市付属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により公開会議となっておりますので、よろしく申し上げます。

傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布しました遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、議事を中村会長をお願いいたします。

○中村会長

あらためまして、おはようございます。

早速ですが、会議の進行をさせていただきます。本日は最後の協議会ということで提言のまとめをいたしますので、委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。

それでは、次第に従い、議事を進めてまいります。

まず、次第の2(1)「前回のまとめ」について事務局から説明をお願いします。

#### 【配布資料の確認】

●事務局

【第3回清須市自転車等駐車対策協議会まとめ】説明

○中村会長

ありがとうございました。前回のまとめについて、何か質問はございますか。

#### 【質問なし】

続いて、次第の2(2)「自転車等駐車対策基本方針(案)」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

【自転車等駐車対策基本方針(案)概要のまとめ】説明

必要に応じて、【自転車等駐車対策基本方針(案)A3概要版】、【自転車等駐車対策基本方針(案)】を参照し説明

○中村会長

今ご説明いただいた、自転車等駐車対策基本方針(案)について、ご意見等あればお願いします。

○石川委員

「自転車等駐車対策基本方針(案)A3概要版」について、比率の表記で、「何割」と「何パーセント」という表現が混在していますが、これは何か使い分けをしているのでしょうか。

○中村会長

全体のうち、大まかな傾向を示す場合は「何割」を用いて、もう少し細かい範囲の比較を要する場合に「何パーセント」を用いているかと思います。

○石川委員

「自転車等駐車対策基本方針（案）A3概要版」3ページ、「IV. 自転車等駐車場の課題と対応策」について、「対応の方向性」枠内で、矢印が切れており、その右側の方針につながっていない項目があります。矢印が途中で切れている項目は、どのような意味があるのでしょうか。

○中村会長

矢印が繋がらず、行き止まりになっている項目があるということで、どのように捉えたらよいかというご質問ですが、事務局いかがでしょうか。

●杉原設計事務所

たとえば、「用地の確保」、「都市計画事業との連携」といった項目については、その右側に示されている方向性と直接的に結びつくものではありません。

○石川委員

一見すると、3ページ左側の課題と対応策が、右側の総合的方針につながっていくという資料の作り方に見えましたが、そうではないということですね。

また、3ページ左側の一番右、「自転車駐車場の有料化」から「財源確保」、「自転車駐車場の利便性・防犯性向上」、「放置対策の強化」まで縦に矢印でつないでいることについて、こういった意図がありますか。

●杉原設計事務所

「自転車駐車場の有料化」によって、「財源確保」が可能になり、それによって、「自転車駐車場の利便性・防犯性向上」が達成され、それによって「放置対策の強化」につながる、という流れを示したものです。

○石川委員

今指摘した部分は、広く市民に公開する資料となりますか。

●事務局

パブリックコメントに諮る自転車等駐車対策基本方針（案）63、64ページにも同様の記載をしておりますので、公表する資料です。

○石川委員

この矢印をたどっていくと、疑問を持つ市民がいらっしゃるかと思います。矢印をたどった一番下流が、「放置対策の強化」となっており、これが最終目的であるかのように受け取られてしまうのではないのでしょうか。矢印を記載すること自体、検討していただきたい。

○中村会長

ありがとうございました。

この矢印については、前回協議会で委員から指摘された、全体の流れを示すべきという意見を踏まえ、今回修正された部分であると思います。

特に、3ページ左側の一番右、縦の矢印については、実際にこのようなメカニズムが働くと思います。しかし、本来の最終的な目的というのは、清須市内駅前の安全・快適な自転車利用環境の実現であって、現在の資料の見え方では、最終目的が「放置対策の強化」であるように受け取られてしまう恐れがあります。

また、縦の矢印の流れに沿わない、「用地の確保」や「都市計画事業との連携」についても、やらなくていいというわけでもありません。

一番右の縦の矢印は、必要ないのではないのでしょうか。

●事務局

「都市計画事業との連携」など、有料化の方針の流れとは直接関係のない項目も矢印でつなごうとすると、混乱を招く恐れがありますので、矢印は全て削除する方向で検討していきたいです。

○中村会長

ぜひその方向をお願いします。

また、ここに書かれていることは、主に短期的な対応策であると思いますが、「用地の確保」や「都市計画事業との連携」は中長期的な方針につながる項目です。そのあたりの時期的な区分をしたほうが良いかもしれないです。

3ページ左側の対応策と、右側の基本方針の項目が、必ずしも一致していないので、対応がつきにくいという石川委員のご意見であったと思います。

基本方針は、現在記載のあるこの3本に集約されると思うので、逆に基本方針に整合するよう、左側の対応策の表現について、検討していただき、可能な範囲で微修正していただきたい。

○三輪委員

「自転車等駐車対策基本方針（案）A3 概要版」3ページの、課題10「長期放置・廃棄自転車が自転車駐車場の収容能力を圧迫している」からつながる、対応の方向性が「民間事業者の参入促進」、「土地所有者との連携」となっていますが、違和感があります。

●杉原設計事務所

課題10で示している、「長期放置・廃棄自転車」は、路上ではなく、自転車駐車場内の自転車を示しております。

「土地所有者との連携」については、たとえば名鉄の駐輪場に放置されている自転車に対しては、市が撤去することはできないので、土地所有者と連携を図って撤去を行う必要があるということです。

「民間事業者の参入促進」との記載については、修正も含め検討させていただきたい。

○中村会長

ぜひ整理していただきたい。その他にご意見等いかがでしょうか。

○鈴木副会長

2点申し上げたい。

1点目は駅別の施策の優先順位という表が、「自転車等駐車対策基本方針（案）A3概要版」では6ページに、本編では86ページに掲載されており、施策毎、駅毎に「◎」、「○」、「△」と評価を付けている。しかし、「施策2-2」、「施策2-3」、「施策3-2」については、「◎」という評価がひとつもない。

たとえば、「施策2-3 民間事業者の活用」についても、有料化する駅を「◎」とするなど、もう少し強弱を付けてよいのかなと感じます。

JR枇杷島駅は最優先で有料化に取り組んでいくということですが、有料化以外の施策についても、同様に「◎」とすべき項目が出てくるのではないかと思います。

2点目をご説明いただいた、「自転車等駐車対策基本方針（案）概要のまとめ」の3枚目、総合的方針の「2. その他の駅については、無料制を存続する」と記載があり、A3概要版資料4ページの右下の表では、「無料制存続」となっている駅がある一方で、総合的方針の「1. 原則的に市内全ての自転車等駐車施設を有料化する」との記載と矛盾があるように見えました。

無料制については、当面の措置なのかどうかが資料からは読み取れないように感じました。たとえば、「当面は無料制を存続するが、登録制を含めた有料制についても可能性を検討する」といった記載があれば、理解できると思います。

●事務局

1点目については、ご提案の通り、「◎」を増やすことを検討します。

2点目については、原則有料制ということで、「自転車等駐車対策基本方針（案）概要のまとめ」で、無料制と記載した駅についても、「当面無料制を存続する」という意味あいでも書かせていただきました。各資料の表現の統一を図ります。A3概要版資料4ページの表で「有料化検討」という駅については、将来的に有料化が必要ということになってくると考えております。

○鈴木副会長

そうであれば、総合的方針の「2. その他の駅については、無料制を存続する」という表現についても、変更する必要があります。

●事務局

「2. その他の駅については、“当面”無料制を存続する」と変更するというご理解いただきたい。

○中村会長

その他、いかがでしょうか。

○石川委員

「自転車等駐車対策基本方針（案）A3概要版」4ページの左側、有料化の目的で6項目中の表現の仕方についての意見ですが、「1～3の目的で有料化を図ることで、4～6の目的を達成していく」といった、重み付けが異なっている表現になっていますが、なぜ分けているのか理解に苦しみます。分けるのであれば、並列ではなく、上下関係で分けたほうが良いのではないのでしょうか。

○中村会長

先ほども申し上げたように、最終目的は、駅前の安全・快適な自転車利用環境の実現である。有料化は手段であり、目的ではないので、ここでは、1～3を考慮しながら、4～6を達成するといった表現が適切ではないのでしょうか。  
ちなみに、上の「有料化検討の背景」の6項目とは対応しています。

○鈴木副会長

1～3の目的で有料化を図るというよりは、上の「有料化検討の背景」の6項目との対応を重視して、下の6項目を示すといった表現のほうがシンプルで、あえて1～3と4～6を分ける必要はないと思います。

○中村会長

各項目を素直に矢印でつなげる形が良いと思います。その他に、いかがでしょうか。

○服部委員

当社は、用地がある場所については、無料で駐輪スペースを提供している駅がございますし、収益が見込める場合は当社も有料駐輪場を運営している駅もございます。今回の方針案では、丸ノ内駅と二ツ杵駅は有料化を検討するという記載があるので、当社も費用対効果を考慮しながら検討していきたい。ただ、基本方針案とは別に検討をしていることになると思うので、ご理解いただきたいと思います。

○中村会長

名鉄はとても積極的に駐輪施設を設置していますので、市としてもぜひ協力関係を強くしていきたいです。名鉄の駐輪場は、こういった利用者をターゲットとしているのでしょうか。

○服部委員

一概に言えないが、名鉄協商という協力会社が各駅の環境に即した手法で運営を行っています。一時貸しばかりの施設もあれば、月極ばかりの施設もございます。

○中村会長

鉄道利用する自転車利用者にとっては、駅に近いところへの駐輪がよいので、市と連携していただきながら整備に努めていただきたい。他にはいかがでしょうか。

○堀田委員

4点ほど確認させていただきたいのですが、まず1点目は、駐輪場に関する苦情という

のはどれくらいあるのでしょうか。

●事務局

名鉄新清洲駅は苦情が多くなっています。駐車スペースが狭いということと、朝置いた場所から移動されていることに対する苦情が多くなっています。

整理員がいなくなったときに、はみ出たりすると近所の方から苦情が入ります。この状態を少しでも解消するために、整理員配置時間を延長するなどの対応を行っています。一方で、整理員が自転車を移動すると、自分の自転車が見つからなくなり、利用者から苦情が入ります。他の駅については、目立った苦情はありません。

○堀田委員

私は以前、一宮署に配属されておりました、一宮駅周辺も以前は歩道上に自転車駐車スペースを設けていた時期もありました。

歩道上への駐車について、歩行者からの苦情は多いのでしょうか。

●事務局

現在、歩道上の駐輪場が新清洲駅の南口に設置されています。歩道上に駐車位置を表示していますが、そこからはみ出て駐車されている自転車に対する苦情を受けたことがあります。ピーク時には整理員を配置して、なるだけはみ出ることのないようにしています。

歩行者からは、はみ出た自転車についての苦情が多く、自転車利用者からは、自分の自転車が移動されたことについての苦情が多い傾向にあります。

○堀田委員

2点目ですが、放置禁止区域を設置した場合、市民の方にどのように示していく予定でしょうか。

●事務局

表示等については、条例に基づき、また本協議会における協議や警察との協議により決定することになります。

放置禁止区域の設定範囲については、駅から300mを目安としていますが、個々の駅の設定に際しては、別途検討させていただきたいと思います。

○堀田委員

名古屋駅周辺では、標識、表示による放置禁止区域の明示や看板で全体図を示すなどしています。自転車利用者だけではなく、市民に対してもわかりやすく伝わるよう、検討させていただきたいです。

3点目ですが、自転車等を撤去した場合、盗難と勘違いされる方が増えると思いますので、撤去後の連絡先を撤去現場に示していただきたいです。

4点目であるが、利用料収入が駐車環境だけではなく、自転車道の整備などに回っていけばより効果的な事業となり利用者からも理解が得られるように思います。

●事務局

放置禁止区域については、皆様に周知を行います。現地表示だけではなく、広報等でも周知させていただきます。

○中村会長

ありがとうございました。その他、何かご意見等ございますか。

【意見なし】

それでは、若干の修正を加えていただきますが、基本的な方針としては、まとめていただいたものを、清須市自転車等駐車場対策基本方針としてよろしいでしょうか。

【反対意見なし】

それでは、修正を加え清須市自転車等駐車場対策基本方針とさせていただきます。引き続き、議題(3)パブリックコメントについて事務局から説明をお願いします。

●事務局

【パブリックコメントの説明】

○中村会長

今ご説明いただいたように、パブリックコメントは明日から3月20日までということです。市民の方から意見をいただくことになるが、その対応については、会長、副会長と事務局で適宜協議を行い回答させていただくので、ご一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

ありがとうございました。  
それでは、議題の2(4)「答申」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

【清須市自転車等駐車場整備基本計画策定に関して(答申)】について説明

○中村会長

答申については、パブリックコメントの期間を経て、市長に対して行うこととなります。各委員による活発な論議、事務局による精力的な取りまとめによりまして、おかげさまで基本方針案をパブリックコメントに諮るまでに至りました。

皆様のご協力、ご尽力に深く感謝をいたします。どうもありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

●事務局

長時間にわたり、また、昨年5月から長期間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして平成25年度自転車等駐車対策協議会を終了いたします。ありがとうございました。

【閉会】

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり